

2024年度 湘北短期大学学則

学校法人ソニー学園

湘北短期大学 学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本学は、湘北短期大学と称し、校舎を神奈川県厚木市温水字長久保428番地に置く。

2 本学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は实际生活に必要な能力を育成することにより、社会でほんとうに役立つ人材を育て、もって社会の発展に寄与する。

3 本学は、前項の目的を達成するため、湘北短期大学教育基本方針（教育目的、学修成果及び三つの方針（卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針及び入学者受入れの方針））を別に定める。

4 本学が設置する各学科の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

一 総合ビジネス・情報学科は、ビジネス知識・IT活用能力・ビジネスの実践的スキルを備えた社会で役に立つ人材を育てる。

二 生活プロデュース学科は、生活に関わる専門知識と社会課題への関心を持ち、他者と協働することができる人材を育てる。

三 保育学科は、保育に必要な知識とスキルを修得し、実践的指導力と創造性を身につけ、乳幼児の豊かな心と想像力を養うことができる人材を育てる。

(自己点検・評価及び認証評価)

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、社会的使命及び前条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。なお、点検及び評価を行うにあたっての項目の設定、実施体制等については、別に定める。

2 本学は、教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認定を受けた認証評価機関による評価を受けるものとする。

3 本学は、前二項による自己点検・評価及び認証評価の結果を踏まえ、教育研究活動等について不断の見直しを行うものとする。

4 本学は、学生の学修成果を把握し、教育の質の点検と改善を恒常的・継続的に実施するため、アセスメント・ポリシーを別に定める。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第3条 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究（FD）を

実施する。

2 前項の実施について必要な事項は、別に定める。

(教職員の能力開発)

第3条の2 本学は、教育研究等の適切かつ効果的な運営を図るため、本学の教職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上するための研修（SD）の機会を設ける。

2 前項の実施について必要な事項は、別に定める。

(教育研究活動等の情報の公表)

第3条の3 本学は、本学における教育研究活動等の状況についての情報を、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって、公表するものとする。

第2章 学科、センター、収容定員及び修業年限

(学科及び収容定員)

第4条 本学において設置する学科及び収容定員は、次のとおりとする。

学科	入学定員	収容定員
総合ビジネス・情報学科	220人	440人
生活プロデュース学科	125人	250人
保育学科	135人	270人

2 保育学科にあつては、児童福祉法施行規則等により、学級数の定めが必要とされる演習・実習・実技科目については、学級数を3とする。ただし、学年毎の実員状況に応じ、これによらない場合がある。

(センター)

第4条の2 本学の教育及び学生指導の充実を図るため次のセンターを置く。

- 一 キャリア教育センター
- 二 グローバルコミュニケーションセンター
- 三 リベラルアーツセンター

2 センターの業務について必要な事項は、別に定める。

(修業年限及び在学年限)

第5条 本学の修業年限は2年とする。

2 学生は4年を超えて在学することはできない。

- 3 前項の規定にかかわらず、再入学又は転入学により入学した者は、入学後在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することはできない。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第6条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学期)

第7条 学年を分けて次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

- 2 前項の規定にかかわらず、後期に属する授業科目は夏季休業日終了の翌日から開講することができる。

(休業日)

第8条 休業日は次のとおりとする。ただし、学長が必要と認めるときは、休業日に授業を行うことがある。

一 日曜日

二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

三 学園創立記念日 11月13日

四 春季休業日 学長が別に定める日とする。

五 夏季休業日 学長が別に定める日とする。

六 冬季休業日 学長が別に定める日とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、学長は臨時に休業日を設け、又は休業日を変更することができる。

- 3 保育学科においては、休業日に実習を実施することがある。

- 4 総合ビジネス・情報学科、生活プロデュース学科においては、休業日にインターンシップを実施することがある。

(授業期間)

第9条 1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

- 2 各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると思われる場合は、この限りでない。

第4章 教育課程、履修方法及び単位の授与

(開設授業科目及びその単位数)

第10条 本学は、卒業認定・学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針に基づき、本学及び学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成する。

2 本学において開設する授業科目は、リベラルアーツ科目、国際理解科目、インターンシップ科目、就業力育成科目、保健体育科目、専門教育科目及び日本語科目に区分する。

3 開設する授業科目名及びその単位数は、別表（Ⅰ－Ⅰ～Ⅷ）のとおりとする。

(授業の方法)

第10条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行うものとする。なお、授業の一部は、文部科学大臣が別に定めるところにより、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

2 前項の授業は、外国において履修させることができる。

3 前各項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(履修の方法)

第11条 本学において開設する授業科目は、これを必修及び選択科目とし、履修の方法についてはこの学則に定めるもののほか、別に定めるところによる。

(履修科目の登録)

第12条 学生は、毎学年の当初に当該年度において履修する授業科目を登録しなければならない。

2 学生は、前項により登録した授業科目以外の授業科目を履修し、また単位を修得することとはできない。

3 本学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限を定める。

4 本学は、所定の単位数を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録をすることを認める。

(他学科科目の履修)

第12条の2 学生は、所属する学科以外の学科が開設する授業科目を履修することがで

きる。

- 2 前項に規定する授業科目の履修及び単位の修得等について必要な事項は、別に定める。
(単位の授与)

第13条 授業科目を履修した学生には、認定の上、所定の単位を与える。

- 2 単位修得の認定は、試験その他本学が定める適切な方法（以下「試験等」という。）により学修成果を評価して行うものとし、その方法については各授業科目の担当者が定める。

(試験等の時期)

第14条 試験等の時期は、原則として学期末又は学年末とする。ただし、各授業科目の担当者が必要と認めたときは、臨時に行うことができる。

(試験等の受験資格)

第15条 当該授業科目の履修について第12条第1項による登録をしていない学生は、試験等を受けることはできない。

- 2 当該授業科目の出席回数が、実授業回数の3分の2に満たない学生は、試験等を受けることができない。
- 3 当該学期の学納金を納入していない学生は、試験等を受けることができない。ただし、第39条第2項に定める学納金の納入猶予が認められている学生は、この限りではない。

(追試験及び再試験)

第16条 病気等止むを得ない事情により試験等を受験できなかった学生は、願い出により追試験を受けることができる。

- 2 試験等の結果、不合格となった学生は、当該授業科目の担当者が再試験を実施する場合に限り、再試験を受けることができる。

(成績の評価)

第17条 試験等の成績の評価は、AA(90点～100点)、A(80点～89点)、B(70点～79点)、C(60点～69点)、N(単位認定)、D(59点以下)、E(履修放棄)をもって表し、C以上及びNを合格とし、Dを不合格とする。

- 2 成績の評価について必要な事項は、別に定める。

(単位の計算方法)

第18条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、第10条の2第1項に規定する授業の方法に応じ、当

該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

一 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については30時間の授業をもって1単位とする。

二 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、総合ビジネス・情報学科及び生活プロデュース学科の別に定める授業科目、並びに保育学科の「保育・教職実践演習（幼稚園）」、「子どもの食と栄養」は、15時間の授業をもって1単位とする。

三 実験、実習及び実技については、45時間の授業をもって1単位とする。ただし、総合ビジネス・情報学科及び生活プロデュース学科の別に定める授業科目、並びに保育学科の「体育実技／理論」、「教育実習」は、30時間の授業をもって1単位とする。

四 1の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前三号に規定する基準を考慮して、本学が別に定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、本学が単位数を定めることができる。

第5章 卒業、学位の授与、免許及び資格の取得

（卒業の要件）

第19条 本学を卒業するためには、学生は別に定める所定の単位を修得しなければならない。

（免許及び資格の取得）

第20条 本学において取得できる教育職員免許状及び資格の種類は、次のとおりとする。

保育学科	幼稚園教諭二種免許状
	保育士資格

2 保育学科において、教育職員免許状を取得しようとする学生は、前条第1項第三号に規定する卒業の要件を充足し、かつ教育職員免許法及び同法施行規則に定める科目及び単位を修得しなければならない。なお、幼稚園教諭二種免許状に関する授業科目は、別表Ⅰ－Ⅲに掲げるとおりとする。

3 保育学科において、保育士資格を取得しようとする学生は、前条第1項第三号に規定する卒業の要件を充足し、かつ児童福祉法施行規則に定める科目及び単位を修得しなければならない。なお、保育士資格に関する授業科目は、別表Ⅰ－Ⅲに掲げるとおりとする。

(課程修了及び卒業の認定)

第21条 学長は、別に定める卒業に必要な単位を修得した学生に対し、教授会の審議を経て、卒業を認定する。

2 前項の認定は、学年末に行う。ただし、必要に応じて前期末に行うことができる。

3 卒業の認定について必要な事項は、別に定める。

4 学長は、第1項の規定により卒業を認定した学生に対して、「学位規程」に定めるところにより、短期大学士の学位を授与し、学位記を交付する。

5 短期大学士の学位には、学科ごとに次の専攻分野の名称を付記するものとする。

(学科)	(学位)
------	------

総合ビジネス・情報学科	短期大学士 (総合ビジネス・情報)
-------------	-------------------

生活プロデュース学科	短期大学士 (生活プロデュース)
------------	------------------

保育学科	短期大学士 (保育)
------	------------

6 学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、本学の名称を次のとおり付記しなければならない。

短期大学士 (専攻分野) (湘北短期大学)

(他の短期大学、専門職短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第22条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学、専門職短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の短期大学(専門職短期大学に相当する外国の短期大学を含む。以下この項において同じ。)又は大学に留学する場合、外国の短期大学又は大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の短期大学又は大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(短期大学、専門職短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第23条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学、専門職短期大学又は高等専門学校専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることのできる単位数は、前条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第24条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に短期大学、専門職短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生により修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は単位を与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第22条第1項及び第23条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて45単位を超えないものとする。

第6章 入学、退学、転学及び休学

(入学の時期)

第25条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、本学において必要と認め、教育上支障のないときは、学年の途中においても、学期の区分に従い入学させることがある。

(入学の資格)

第26条 本学に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- 二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）
- 三 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- 四 文部科学大臣の指定した者
- 五 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 六 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設において当該課程を修了した者
- 七 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- 八 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者

(入学の出願)

第27条 本学に入学を志願する者は、本学所定の出願書類に別表2に定める入学検定料を添えて提出しなければならない。

2 前項に定める出願書類の提出時期、方法及び同時に提出すべき書類等については別に定める。

3 第1項に定める入学検定料は、一般選抜において併願出願する場合には減免することがある。

(入学者選抜)

第27条の2 入学者の選抜は、入学者受入れの方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて実施する。

2 前条の出願者については、「入学者選抜規程」に定めるところにより、選考を行う。

3 学長は、前項の選考の結果に基づき、教授会の審議を経て、合格者を決定する。

(再入学)

第28条 願い出により本学を退学した者が、退学後2年以内に再入学を希望するときは、選考の上、再入学を許可することがある。

2 前項による再入学の許可並びに再入学する者の既に修得した授業科目、単位数の取扱い及び在学すべき年数は、教授会の審議を経て、学長が決定する。

3 再入学について必要な事項は、別に定める。

(転学科)

第29条 他の学科に転学科を希望する学生があるときは、受け入れ学科に欠員のある場合に限り、選考の上、転学科を許可することがある。

2 転学科について必要な事項は、別に定める。

(転入学)

第30条 本学に転入学を希望する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、転入学を許可することがある。

2 転入学について必要な事項は、別に定める。

(再入学、転学科、転入学の検定料)

第30条の2 再入学、転学科又は転入学を希望する者は、それぞれ別表2に定める検定料を納入しなければならない。

(入学手続き等)

第31条 本学の入学者選抜に合格した者で、入学の許可を得ようとする者は、指定の期日までに第39条に定める学納金を納入するとともに、本学の指定する書類を提出しなければならない。

2 学長は、前項の手続きを完了した者に対し、入学を許可する。

(保証人の選任)

第32条 入学手続きを行う者は、保証人を1名定め、本学の指定する入学手続き期間内に届け出なければならない。ただし、特段の事情があり、学長が認めた場合には、保証人の届け出を行わないことができる。

2 保証人は父母又は独立して生計を営む成人でなければならない。

3 保証人として不適当な事由が判明したときは、本学は保証人の変更を命じることができる。

4 保証人の届出事項に変更があったときは、速やかに届け出なければならない。

(保証人の責任)

第32条の2 保証人は、第39条の学納金について、保証する学生と連帯して納入の義務を負うものとする。

2 保証人は、保証する学生が本学に故意又は重大な過失により損害を与えた場合、当該損害について当該学生と連帯して賠償する責任を負うものとする。

(退学)

第33条 退学しようとする学生は、その事由を詳記し、保証人連署の上、学長に願い出、その許可を得なければならない。やむを得ない事由により、本人の願い出ができない場合は、保証人がその事実を証する書類を提出するものとする。

2 退学を願い出る学生は、退学しようとする日を含む学期の授業料、施設設備費を納入していなければならない。

(転学)

第34条 他の大学等へ転学を希望する学生は、保証人連署の上、学長に願い出、その許可を得なければならない。

(留学)

第34条の2 本学が教育上有益と認めるときは、外国の大学又は短期大学との協定等に基づき、学生が当該大学又は短期大学に留学することを許可することができる。

2 前項の許可を受けて留学した期間は、第5条第1項に定める修業年限に算入する。

(休学)

第35条 疾病その他止むを得ない事情により3ヶ月以上修学することができない学生は、保証人連署の上、学長に願い出、その許可を得て休学することができる。

2 前項の休学のうち疾病による場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

3 休学の始期は、学長が承認した各月の1日とする。

4 休学を終え復学しようとする学生は、保証人連署の上、学長に願い出、その許可を得なければならない。その場合において休学の理由が疾病にあった学生は、回復を証明する医師の診断書を添付しなければならない。

5 休学の終期は、学長が承認した各月の末日とする。

(休学の期間)

第36条 休学の期間は、1年を超えることができない。ただし、特別の事由があると認められた学生は、引続き1年を限度として延長することができる。

2 休学の期間は、通算して2年を超えることができない。

3 休学の期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

第37条 休学期間が満了したとき、又は休学期間内であってもその事由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

(除籍)

第38条 次の各号の一に該当する学生は、教授会の審議を経て、学長が除籍する。

- 一 第5条第2項に規定する在学年限を超えた学生
- 二 長期間にわたり行方不明の学生
- 三 第39条に定める学納金が未納入であり、督促を受けても期日までに納入しない学生
- 四 第36条第2項に定める休学の期間を経て、なお復学できない学生

(復籍)

第38条の2 前条第三号及び第四号により除籍された者が、除籍の日から2年以内に所定の授業料、施設設備費を添えて復籍を願い出たときは、教授会の審議を経て、学長がこれを許可することがある。

第7章 検定料・学納金及び奨学制度

(学納金)

第39条 本学の入学登録料、授業料及び施設設備費（以下「学納金」という。）の金額は、別表2に定めるとおりとする。

- 2 学納金の納入時期、納入方法、納入猶予及び減額・免除並びに休退学等の場合の取扱い等については、「湘北短期大学学納金等に関する規程」（以下「学納金等規程」という。）に定める。

(科目等履修生の検定料、授業料)

第39条の2 科目等履修生の検定料、授業料の金額は、別表3に定めるとおりとする。

(納入された検定料及び学納金)

第40条 納入された検定料は返還しない。

- 2 納入された学納金は、「学納金等規程」に定めのある場合を除き返還しない。

(奨学制度)

第40条の2 本学に奨学制度を設ける。

- 2 奨学制度に関して必要な事項は、別に定める。

第8章 教職員組織

(教職員)

第41条 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、その他必要な職員を置く。

- 2 前項のほか、副学長を置くことができる。

(学長及び副学長)

第41条の2 学長は、本学を代表し、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

- 2 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

(指導補助者)

第41条の3 本学は、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他の本学が定める者（以下「指導補助者」という。）に補助させることができ、また、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、指導補助者に授業の一部を分担させることができる。

第9章 教授会

(教授会)

第42条 本学に、教授会を置く。

(教授会の構成)

第43条 教授会は、学長及び教授をもって構成する。

- 2 第41条第2項の規定により副学長を置く場合は、副学長を構成員に加えるものとする。
- 3 学長が必要と認めるときは、准教授、専任講師、助教及び助手を構成員に加えることができる。
- 4 学長が必要と認めるときは、教授会に構成員以外の者を出席させることができる。

(教授会の招集等)

第44条 学長は、教授会を招集し、その議長となる。

- 2 学長に事故あるときは、副学長が招集し、その議長となる。
- 3 学長及び副学長がいずれも事故あるときは、あらかじめ学長が指名する者が招集し、その議長となる。
- 4 学長は、教授会の構成員（休職者、長期療養中の者及び長期旅行中の者で、あらかじめ学長に届け出た者を除く。以下同じ。）の3分の2以上から審議事項を付して要請があったときには、要請のあった日から7日以内に教授会を招集しなければならない。

(教授会の開催)

第45条 教授会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ、開催することができない。

(審議事項)

第46条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- 一 学生の入学、卒業及び課程の修了
 - 二 学位の授与
 - 三 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ意見を述べるものとする。

(運営規程への委任)

第47条 その他教授会の運営に関して必要な事項は、「教授会運営規程」に定める。

第10章 科目等履修生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第48条 本学の学生以外の者で1又は複数の授業科目の履修を希望する者があるときは、本学の教育に支障がない限りにおいて、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生に対しては、第13条及び第17条の規定を準用して単位を与えることができる。

3 科目等履修生について必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第48条の2 他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）との協定等に基づき、本学の授業科目の履修を希望する者があるときは、選考の上、特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 特別聴講学生について必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第49条 外国人で、短期大学等において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を希望する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生について必要な事項は、別に定める。

第11章 賞罰

(表彰)

第50条 学生として表彰に値する行為があったときは、学長が表彰することがある。

(罰則)

第51条 この学則に違反し、また本学の学生としてあるまじき行為があったときは、教授会の審議を経て、学長が懲戒することができる。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学の処分は、次の各号の一に該当する学生に対して行う

一 性行不良で改善の見込みがないと認められる学生

- 二 学力劣等で成業の見込みがないと認められる学生
 - 三 正当の理由がなくて出席が常でない学生
 - 四 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した学生
- 4 懲戒の手続きについて必要な事項は、「学生懲戒規程」に定める。

第12章 公開講座

(公開講座の開設)

第52条 本学において必要と認めるときは、公開講座を開設することがある。

- 2 公開講座について必要な事項は、別に定める。

第13章 図書館

(図書館)

第53条 本学に図書館を置く。

- 2 図書館に関して必要な事項は、別に定める。

第14章 厚生施設等

(厚生施設)

第54条 本学に厚生補導のための施設として、保健室、食堂等を置く。

- 2 厚生施設の運営に関して必要な事項があるときは、別に定める。

第15章 その他

(改廃)

第55条 この学則の変更は、理事会の議決により行う。ただし、学則の変更に係る業務のうち、寄附行為第12条及び理事会規則第3条の規定に基づき理事会から理事長に委任された事項は、常勤理事会の議決により行う。

- 2 前項の規定により学則の変更を決定するときは、理事長は学長の意見を聴くものとする。

附則

1. この学則は、昭和49年4月1日より施行する。
1. この学則は、昭和50年4月1日より適用する。
1. この学則は、昭和51年4月1日より適用する。
1. この学則は、昭和52年4月1日より適用する。
1. この学則は、昭和53年4月1日より適用する。
1. この学則は、昭和54年4月1日より適用する。
1. この学則は、昭和55年4月1日より適用する。
1. この学則は、昭和56年4月1日より適用する。
1. この学則は、昭和57年4月1日より適用する。
1. この学則は、昭和58年4月1日より適用する。
1. この学則は、昭和59年4月1日より適用する。
1. この学則は、昭和60年4月1日より適用する。
1. この学則は、昭和61年4月1日より適用する。
1. この学則は、昭和62年4月1日より適用する。
1. この学則は、昭和63年4月1日より適用する。
1. この学則は、平成 元年4月1日より適用する。
1. この学則は、平成 2年4月1日より適用する。
1. この学則は、平成 3年4月1日より適用する。
1. この学則は、平成 4年4月1日より適用する。
1. この学則は、平成 5年4月1日より適用する。
1. この学則は、平成 6年4月1日より適用する。
1. この学則は、平成 7年4月1日より適用する。
1. この学則は、平成 8年4月1日より適用する。
1. この学則は、平成 9年4月1日より適用する。
1. この学則は、平成10年4月1日より適用する。
1. この学則は、平成11年4月1日より適用する。
1. この学則は、平成12年4月1日より適用する。
1. この学則は、平成13年4月1日より施行する。
1. この学則は、平成14年4月1日より施行する。ただし、施行日以前に在学中の者は、改正前の学則を適用する。
1. この学則は、平成15年4月1日より施行する。ただし、平成14年度以前に入学し、平成15年4月1日現在在籍する学生については、入学年度の学則を適用する。
2. 第4条の規定に関わらず、平成15年度の各学科の収容定員は次のとおりとする。
情報メディア学科 130人 電子情報学科150人

生活プロデュース学科 135人 生活科学科 150人
保育学科 100人 幼児教育科 50人
総合ビジネス学科 135人 商経学科 150人

1. この学則は、平成16年4月1日より施行する。ただし、平成15年度以前に入学し、平成16年4月1日現在在籍する学生については、入学年度の学則を適用する。
1. この学則は、平成17年4月1日より施行する。ただし、平成16年度以前に入学し、平成17年4月1日現在在籍する学生については、入学年度の学則を適用する。
1. この学則は、平成18年3月1日より施行する。
1. この学則は、平成18年4月1日より施行する。ただし、平成17年度以前に入学し、平成18年4月1日現在在籍する学生については、入学年度の学則を適用する。
1. この学則は、平成19年4月1日より施行する。ただし、平成18年度以前に入学し、平成19年4月1日現在在籍する学生については、入学年度の学則を適用する。
1. この学則は、平成20年4月1日より施行する。ただし、平成19年度以前に入学し、平成20年4月1日現在在籍する学生については、入学年度の学則を適用する。
1. この学則は、平成21年4月1日より施行する。ただし、平成20年度以前に入学し、平成21年4月1日現在在籍する学生については、入学年度の学則を適用する。
1. この学則は、平成22年4月1日より施行する。ただし、平成21年度以前に入学し、平成22年4月1日現在在籍する学生については、入学年度の学則を適用する。
1. この学則は、平成23年4月1日より施行する。ただし、平成22年度以前に入学し、平成23年4月1日現在在籍する学生については、入学年度の学則を適用する。
1. この学則は、平成24年4月1日より施行する。ただし、平成23年度以前に入学し、平成24年4月1日現在在籍する学生については、入学年度の学則を適用する。
1. この学則は、平成25年4月1日より施行する。ただし、平成24年度以前に入学し、平成25年4月1日現在在籍する学生については、入学年度の学則を適用する。
1. この学則は、平成26年4月1日より施行する。ただし、平成25年度以前に入学し、平成26年4月1日現在在籍する学生については、入学年度の学則を適用する。

附則

この学則は、平成27年4月1日より施行する。ただし、平成26年度以前に入学し、平成27年4月1日現在在籍する学生にかかわる第10条の適用については、なお従前の例による。

附則

1. この学則は、平成28年4月1日より施行する。ただし、平成27年度以前に入学し、平成28年4月1日現在在籍する学生にかかわる第10条、第19条、第21条の適用に

については、なお従前の例による。

- 2 第4条の規定にかかわらず、平成29年度までの収容定員は、次のとおりとする。

学科名	平成28年度 収容定員	平成29年度 収容定員
情報メディア学科	100名	0名
総合ビジネス学科	140名	0名
生活プロデュース学科	280名	280名
保育学科	240名	240名
総合ビジネス・情報学科	220名	440名

- 3 情報メディア学科、総合ビジネス学科については、当該学科に在籍する者が、在籍しなくなる日までの間、存続するものとする。

附則

- 1 この学則は、平成29年4月1日より施行する。ただし、平成28年度以前に入学し、平成29年4月1日現在在籍する学生にかかわる第10条の適用については、なお従前の例による。
- 2 第4条の規定にかかわらず、平成29年度の収容定員は、次のとおりとする。

学科名	平成29年度 収容定員
総合ビジネス・情報学科	440名
生活プロデュース学科	265名
保育学科	255名
情報メディア学科	0名
総合ビジネス学科	0名

- 3 情報メディア学科、総合ビジネス学科については、当該学科に在籍する者が、在籍しなくなる日までの間、存続するものとする。

附則

1. この学則は、平成29年5月26日より施行し、平成29年4月1日より適用する。
2. 情報メディア学科は、在籍者がいなくなったので、平成29年3月31日をもって廃止する。

附則

- 1 この学則は、平成30年4月1日より施行する。ただし、平成29年度以前に入学し、平成30年4月1日現在在籍する学生にかかわる第10条の適用については、なお従前の例による。

2 第4条の規定にかかわらず、平成30年度の収容定員は、次のとおりとする。

学科名	平成30年度 収容定員
総合ビジネス・情報学科	440名
生活プロデュース学科	250名
保育学科	270名
総合ビジネス学科	0名

附則

1. この学則は、平成30年10月8日より施行し、平成30年8月21日より適用する。
2. 総合ビジネス学科は、在籍者がいなくなったので、平成30年8月20日をもって廃止する。

附則

- 1 この学則は、平成31年4月1日より施行する。ただし、平成30年度以前に入学し、平成31年4月1日現在在籍する学生にかかわる第10条の適用については、なお従前の例による。

附則

- 1 この学則は、2019年10月1日から施行し、2019年4月1日から適用する。

附則

- 1 この学則は、2020年4月1日より施行する。ただし、2019年度以前に入学し、2020年4月1日現在在籍する学生にかかわる第10条の適用については、なお従前の例による。

附則

- 1 この学則は、2021年4月1日より施行する。ただし、2020年度以前に入学し、2021年4月1日現在在籍する学生にかかわる第10条の適用については、なお従前の例による。

附則

- 1 この学則は、2022年4月1日より施行する。ただし、2021年度以前に入学し、2022年4月1日現在在籍する学生にかかわる第10条の適用については、なお従前の例による。

附則

- 1 この学則は、2023年4月1日より施行する。
ただし、2022年度以前に入学し、2023年4月1日現在在籍する学生にかかわる第10条の適用については、なお従前の例による。

附則

- 1 この学則は、2023年6月1日より施行する。

附則

1 この学則は、2024年4月1日より施行する。

ただし、2023年度以前に入学し、2024年4月1日現在在籍する学生にかかわる第10条の適用については、なお従前の例による。

【別表１－Ⅰ 総合ビジネス・情報学科 教育課程表】

区分	授 業 科 目	必修単位数	選択単位数	合計単位数	備考
専門科目	商 品 ・ 流 通 の 基 礎 I	2		2	
	ビ ジ ネ ス 社 会 の 基 礎 I	2		2	
	企 業 と 財 務 の 基 礎 I	2		2	
	プ レ ゼ ミ ナ ー ル	1		1	
	ゼ ミ ナ ー ル I	1		1	
	ゼ ミ ナ ー ル II	1		1	
	ゼ ミ ナ ー ル III	1		1	
	情 報 科 学 の 基 礎	2		2	
	商 品 ・ 流 通 の 基 礎 II		2	2	
	ビ ジ ネ ス 社 会 の 基 礎 II		2	2	
	企 業 と 財 務 の 基 礎 II		2	2	
	ビ ジ ネ ス 文 書 演 習		1	1	
	情 報 シ ス テ ム		2	2	
	初 級 簿 記 I		2	2	
	初 級 簿 記 II		2	2	
	ビ ジ ネ ス 会 計 論		2	2	
	企 業 評 価 論		2	2	
	調 剤 事 務 入 門		2	2	
	販 売 士 総 論 I		2	2	
	販 売 士 総 論 II		2	2	
	接 客 サ ー ビ ス 論 I		2	2	
	接 客 サ ー ビ ス 論 II		2	2	
	ビ ジ ネ ス マ ナ ー の 基 礎		2	2	
	情 報 プ レ ゼ ン テ ー シ ョ ン の 基 礎		1	1	
	世 界 遺 産 論		2	2	
	イ ン グ リ ッ シ ュ ・ リ ー デ ィ ン グ I		1	1	
	イ ン グ リ ッ シ ュ ・ リ ー デ ィ ン グ II		1	1	
	プ ロ グ ラ ミ ン グ 基 礎 演 習		2	2	
	情 報 デ ザ イ ン		2	2	
	W E B 基 礎		1	1	
	I T パ ス ポ ー ト （ 技 術 ・ 管 理 ）		2	2	
	経 営 リ ー ダ ー の 知 恵 に 学 ぶ		2	2	
	キ ャ リ ア ビ ル デ ィ ン グ の た め の マ ー ケ テ ィ ン グ		2	2	
	ビ ジ ネ ス 能 力		2	2	
	デ ス ク ワ ー ク 入 門		2	2	
	デ ス ク ワ ー ク 演 習		1	1	
	ビ ジ ネ ス マ ナ ー 入 門		2	2	
	人 事 の し く み		2	2	
	現 代 ビ ジ ネ ス 事 情		2	2	
	デ ー タ 分 析 演 習		1	1	
	事 務 職 の た め の A I 活 用 （ V B A ）		2	2	
	M O S 実 践		2	2	
	オ ペ レ ー シ ョ ン ズ リ サ ー チ		2	2	
	商 業 簿 記		2	2	
	中 級 簿 記		2	2	
	上 級 簿 記		2	2	
	工 業 簿 記		2	2	
	原 価 計 算 論		2	2	
	金 融 経 済 入 門		2	2	
	F P 基 礎 論		2	2	
	P C 経 理 実 務		2	2	
	F P 実 践		2	2	
	マ ー ケ テ ィ ン グ 論		2	2	

区分	授 業 科 目	必修単位数	選択単位数	合計単位数	備考
専門科目	マ ー ケ テ ィ ン グ 戦 略 論		2	2	
	消 費 者 行 動 論		2	2	
	シ ョ ッ プ マ ネ ジ メ ン ト 論		2	2	
	広 告 デ ザ イ ン 論		2	2	
	商 品 ・ 販 売 企 画 論		2	2	
	フ ァ ッ シ ョ ン 販 売 論		2	2	
	フ ァ ッ シ ョ ン コ ー デ ィ ネ ー ト 演 習		1	1	
	ビ ジ ネ ス マ ナ ー 演 習		1	1	
	コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 総 論		2	2	
	秘 書 ビ ジ ネ ス 論		2	2	
	オ フ ィ ス ワ ー ク 演 習		1	1	
	オ フ ィ ス プ レ ゼ ン テ ー シ ョ ン		1	1	
	現 代 社 会 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 論		2	2	
	組 織 心 理 学		2	2	
	言 語 表 現 と コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン		2	2	
	観 光 概 論		2	2	
	観 光 ビ ジ ネ ス 論		2	2	
	ホ ス ピ タ リ テ ィ ー 論		2	2	
	イ ン グ リ ッ シ ュ ・ コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン		2	2	
	観 光 英 会 話		1	1	
	イ ン グ リ ッ シ ュ ・ プ レ ゼ ン テ ー シ ョ ン		1	1	
	オ ー ス ト ラ リ ア 研 究		2	2	
	旅 程 管 理 特 講		2	2	
	観 光 地 理		2	2	
	旅 行 業 約 款		2	2	
	旅 行 業 法		2	2	
	国 内 旅 行 実 務		2	2	
	実 用 英 会 話 I (R)		2	2	
	実 用 英 会 話 II (R)		2	2	
	実 用 英 作 文 (R)		2	2	
	時 事 英 語 (R)		2	2	
	比 較 文 化 (R)		2	2	
	海 外 ボ ラ ン テ ィ ア 演 習 (R)		1	1	
	プ ロ グ ラ ミ ン グ 応 用 演 習		1	1	
	組 み 込 み プ ロ グ ラ ミ ン グ 演 習		1	1	
	J a v a プ ロ グ ラ ミ ン グ 演 習		2	2	
	L i n u x		2	2	
	ゲ ー ム デ ザ イ ン		2	2	
	社 会 人 の た め の A I 活 用 入 門		2	2	
	社 会 で 役 立 っ プ ロ グ ラ ミ ン グ 思 考		2	2	
	基 本 情 報		2	2	
	情 報 処 理 シ ス テ ム		2	2	
	プ ロ ジ ェ ク ト マ ネ ー ジ メ ン ト		2	2	
	シ ス テ ム 開 発		2	2	
	情 報 セ キ ュ リ テ イ		2	2	
	I o T		2	2	
	プ ロ ジ ェ ク ト 実 践 I		2	2	
	プ ロ ジ ェ ク ト 実 践 II		2	2	
	プ ロ ジ ェ ク ト 実 践 III		2	2	
	プ ロ ジ ェ ク ト 実 践 IV		2	2	
	デ ザ イ ン 論		2	2	
	コ ン ピ ュ ー タ 基 礎		2	2	
	ビ ジ ュ アル コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン		2	2	
	映 像 表 現		2	2	
	デ ー タ 活 用		2	2	

区分	授 業 科 目				必修単位数	選択単位数	合計単位数	備考
専門科目	C	G	基	礎		1	1	
	C	G	理	論		2	2	
	C	A	D	概 論		2	2	
	W	E	B	プ ロ グ ラ ミ ン グ		2	2	
【小計】					12	191	203	
【総合計】					12	191	203	

【別表１－Ⅱ 生活プロデュース学科 教育課程表】

区分	授 業 科 目	必修単位数	選択単位数	合計単位数	備考
専門科目	ライフスタイルマネジメントの基礎	2		2	
	生 活 と S D G s	2		2	
	く ら し の 中 の DX	2		2	
	ラ イ フ キ ャ リ ア プ ラ ン ニ ン グ	1		1	
	オ フ ィ ス ワ ー ク 演 習	1		1	
	ゼ ミ ナ ー ル I	2		2	
	ゼ ミ ナ ー ル II	1		1	
	ラ イ フ ス タ イ ル マ ネ ジ メ ン ト	2		2	
	ラ ッ ピ ン グ コ ー デ ィ ネ ー ト 演 習		1	1	
	現 代 女 性 の 社 会 学		2	2	
	サ ー ビ ス 介 助 演 習		1	1	
	接 客 サ ー ビ ス 特 講		2	2	
	S D G s と 社 会 デ ザ イ ン		2	2	
	色 彩 学		2	2	
	フ ァ ッ シ ョ ン 販 売 論		2	2	
	パ ー ソ ナ ル カ ラ ー 入 門		1	1	
	テ キ ス タ イ ル の 基 礎		2	2	
	メ イ ク 理 論		2	2	
	子 供 服 と 小 物 の 演 習		1	1	
	フ ァ ッ シ ョ ン デ ザ イ ン 論		2	2	
	フ ァ ッ シ ョ ン ビ ジ ネ ス 論		2	2	
	ブ ラ イ ダ ル コ ー デ ィ ネ ー シ ョ ン I		2	2	
	ア パ レ ル メ イ キ ン グ 演 習		1	1	
	フ ァ ッ シ ョ ン コ ー デ ィ ネ ー ト 演 習		1	1	
	フ ァ ッ シ ョ ン デ ザ イ ン 演 習		1	1	
	フ ァ ッ シ ョ ン と 心 理		2	2	
	ア パ レ ル 企 画 論		2	2	
	フ ァ ッ シ ョ ン プ ロ デ ュ ー ス		1	1	
	リ ビ ン グ ケ ア		2	2	
	ブ ラ イ ダ ル コ ー デ ィ ネ ー シ ョ ン II		2	2	
	食 生 活 と 健 康		2	2	
	ク ッ キ ン グ I		2	2	
	フ ー ド コ ー デ ィ ネ ー ト 基 礎		2	2	
	栄 養 学		2	2	
	ク ッ キ ン グ II		2	2	
	食 空 間 プ ラ ン ニ ン グ		2	2	
	健 康 科 学		2	2	
	食 の 情 報 発 信		2	2	
	食 空 間 コ ー デ ィ ネ ー ト		1	1	
	ラ イ フ ス テ ー ジ と 食 物		2	2	
	食 の 企 画		1	1	
	食 品 と 調 理		2	2	
	食 品 衛 生 学		2	2	
	イ ン テ リ ア 計 画		2	2	
	イ ン テ リ ア コ ー デ ィ ネ ー シ ョ ン I		1	1	
	イ ン テ リ ア 実 技		1	1	
	イ ン テ リ ア コ ー デ ィ ネ ー シ ョ ン II		1	1	
	住 ま い の 計 画		2	2	
	福 祉 住 環 境 入 門		1	1	

区分	授 業 科 目	必修単位数	選択単位数	合計単位数	備考
専門科目	C A D 入 門		1	1	
	インテリア雑貨とファニチャーデザイン		1	1	
	イ ン テ リ ア 構 法		2	2	
	デ ィ ス プ レ イ ・ 収 納 計 画 演 習		1	1	
	環 境 と 暮 ら し		2	2	
	キ ッ ズ ス ペ ー ス 論		2	2	
	子 ど も と 福 祉		2	2	
	心 理 学		2	2	
	子どものワークショップ演習Ⅰ		1	1	
	子どものワークショップ演習Ⅱ		1	1	
	チ ャ イ ル ド ケ ア 論		2	2	
	自 己 理 解 の 心 理 学		2	2	
	創 作 絵 本 の 制 作		1	1	
	子 ど も ・ 教 育 ・ 社 会		2	2	
	子どものワークショップ演習Ⅲ		1	1	
	子どものワークショップ演習Ⅳ		1	1	
	発 達 心 理 学		2	2	
	ユニバーサルファッションの演習		1	1	
	家 族 援 助 論		2	2	
	ヘルスケア業界研究		2	2	
	コ ン ピ ュ ー タ 演 習		1	1	
	からだのしくみと機能		2	2	
	医療福祉関連の接遇とコミュニケーション		1	1	
	医療事務（メディカルクラーク）Ⅰ		2	2	
	医療事務（メディカルクラーク）Ⅱ		2	2	
	医療事務（メディカルクラーク）Ⅲ		1	1	
	調 剤 事 務		2	2	
	医 療 関 連 法 規		2	2	
	医療事務コンピュータ演習Ⅰ		1	1	
	医療事務コンピュータ演習Ⅱ		1	1	
	診 療 報 酬 基 礎		1	1	
	公 衆 衛 生		2	2	
	ケ ア マ ネ ジ メ ン ト 概 論		2	2	
		【小計】	13	119	132
	【総合計】	13	119	132	

【別表 1－Ⅲ 保育学科 教育課程表】

区分	授 業 科 目	必修 単位数	選択 単位数	合計 単位数	教職免許 必修	保育士 必修	備考
保健体育	体 育 実 技 ／ 理 論	2		2	○	○	
	【 小 計 】	2	0	2			
専門科目	日 本 国 憲 法		2	2	○	○	
	保 育 の た め の I C T ・ D X 入 門 I	1		1	○	△	
	保 育 の た め の I C T ・ D X 入 門 II	1		1	○	△	
	現 代 の 人 間 関 係 分 析		2	2		△	
	社 会 福 祉	2		2		○	
	子 ど も 家 庭 福 祉	2		2		○	
	保 育 原 理	2		2		○	
	社 会 的 養 護 I	2		2		○	
	教 育 原 理	2		2	○	○	
	教 職 概 論		2	2	○	□	
	保 育 者 論	2		2		○	
	教 育 の 制 度 と 経 営		2	2	○		
	保 育 の 心 理 学	2		2	○	○	
	子 ど も の 理 解 と 援 助	1		1		○	
	子 ど も 家 庭 支 援 の 心 理 学		2	2		○	
	子 ど も の 保 健	2		2		○	
	子 ど も の 健 康 と 安 全		1	1		○	
	子 ど も の 食 と 栄 養		2	2		○	
	子 ど も 家 庭 支 援 論		2	2		○	
	青 年 心 理 学		2	2		□	
	保 育 ・ 教 育 課 程 論		2	2	○	○	
	保 育 内 容 総 論		2	2	○	○	
	健 康 の 指 導		1	1	○	○	
	環 境 の 指 導		1	1	○	○	
	人 間 関 係 の 指 導		1	1	○	○	
	言 葉 の 指 導		1	1	○	○	
	表 現 の 指 導		1	1	○	○	
	乳 児 保 育 I	2		2		○	
	乳 児 保 育 II		1	1		○	
	地 域 子 育 て 支 援 論		1	1		□	
	特別支援教育（障害児保育を含む）		2	2	○	○	
	社 会 的 養 護 II		1	1		○	
	表 現 の 指 導（造 形）		1	1		○	
	児 童 文 化		2	2		□	
	教 育 方 法 論		2	2	○		
	幼 児 の 理 解 と 相 談		2	2	○		
	子 育 て 支 援		1	1		○	
	造 形 表 現	2		2	○	○	
	造 形 表 現 II		1	1		□	
	身 体 表 現	2		2	○	○	
	音 楽 実 技 I	2		2		○	
	身 体 表 現 II		1	1		□	
	音 楽 表 現		2	2	○	○	
	音 楽 実 技 II		2	2		□	
	保 育 ・ 教 職 実 践 演 習（幼稚園）		2	2	○	○	
	教 育 実 習		4	4	○		
	教 育 実 習 指 導		1	1	○		
	保 育 実 習 I（保育所）		2	2		○	
	保 育 実 習 I（施設）		2	2		○	
	保 育 実 習 指 導 I		2	2		○	
	保 育 実 習 II		2	2		◎	

区分	授 業 科 目	必修 単位数	選択 単位数	合計 単位数	教職免許 必修	保育士 必修	備考
専門科目	保 育 実 習 指 導 II		1	1		◎	
	保 育 実 習 III		2	2		■	
	保 育 実 習 指 導 III		1	1		■	
	保 育 実 践 研 究	2		2			
	進 路 ・ 生 活 指 導	1		1			
【小計】		30	64	94			
【総合計】		32	64	96			

備考：保育士資格取得には□科目から2単位以上、
◎科目（2科目）または■科目（2科目）から3単位以上
△科目（4科目（リベラルアーツ科目含む））から2単位以上選択必修

【別表 1－Ⅳ リベラルアーツ科目 教育課程表】

区分	授 業 科 目	必修単位数	選択単位数	合計単位数	備考
リベラル アーツ 科目	日 本 語 リ テ ラ シ ー I		2	2	
	日 本 語 リ テ ラ シ ー II	2		2	保育士必修
	情報リテラシー（データサイエンス入門）		2	2	
	生 涯 ス ポ ー ツ と 健 康 I		1	1	
	生 涯 ス ポ ー ツ と 健 康 II		1	1	
	湘 北 ス タ ー ト ア ッ プ セ ミ ナ ー		1	1	
	生 活 に 役 立 つ 教 養 と SDGs		2	2	
	ビ ジ ネ ス に 役 立 つ 教 養 と DX		2	2	
	社 会 生 活 の た め の 基 礎 知 識		2	2	
	日 本 語 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン		2	2	
	現 代 社 会 と 倫 理		2	2	保育士選択必修
	社 会 と 環 境		2	2	
	メ デ イ ア 論		2	2	
	フ ァ ッ シ ョ ン 文 化 論		2	2	
	日 本 の 食 文 化		2	2	
	住 環 境 デ ザ イ ン		2	2	
	体 験 か ら 学 ぶ 身 近 な 心 理 学		2	2	
	い の ち を め ぐ る 科 学 技 術		2	2	
	湘 北 リ ベ ラ ル ア ー ツ I		2	2	
	湘 北 リ ベ ラ ル ア ー ツ II		2	2	
	暮 ら し の 中 の テ ク ノ ロ ジ ー		2	2	
	S N S と ダ イ バ ー シ テ ィ		2	2	
【小計】		2	39	41	
【総合計】		2	39	41	

【別表 1－Ⅴ 国際理解科目 教育課程表】

区分	授 業 科 目	必修単位数	選択単位数	合計単位数	備考
国際理解 科目	ジ ェ ネ ラ ル ・ イ ン グ リ ッ シ ュ I		1	1	
	ジ ェ ネ ラ ル ・ イ ン グ リ ッ シ ュ II		1	1	
	英 語		2	2	保育士必修
	エ ッ セ ン シ ャ ル ・ イ ン グ リ ッ シ ュ		1	1	
	イ ン グ リ ッ シ ュ ・ ラ イ テ ィ ン グ		2	2	
	ア ド ヴ ァ ン ス ・ イ ン グ リ ッ シ ュ I		1	1	
	ア ド ヴ ァ ン ス ・ イ ン グ リ ッ シ ュ II		1	1	
	T O E I C （ 初 級 ）		1	1	
	T O E I C （ 中 級 ）		1	1	
	海 外 研 修		2	2	
	中 国 語 （ 基 礎 ）		1	1	
	中 国 語 （ 実 践 ）		1	1	
	韓 国 語		1	1	
	ベ ー シ ッ ク ・ ビ ジ ネ ス 英 語		2	2	
【小計】		0	18	18	
【総合計】		0	18	18	

【別表 1－Ⅵ インターンシップ科目 教育課程表】

区分	授 業 科 目	必修単位数	選択単位数	合計単位数	備考
インターン シップ科目	春 季 イ ン タ ー ン シ ッ プ （ 長 期 ）		2	2	
	春 季 イ ン タ ー ン シ ッ プ （ 短 期 ）		1	1	
	夏 季 イ ン タ ー ン シ ッ プ （ 長 期 ）		2	2	
	夏 季 イ ン タ ー ン シ ッ プ （ 短 期 ）		1	1	
	イ ン タ ー ン シ ッ プ リ テ ラ シ ー		1	1	
	イ ン タ ー ン シ ッ プ テ ィ ー チ ン グ		1	1	
【小計】		0	8	8	
【総合計】		0	8	8	

【別表 1－Ⅶ 就業力育成科目 教育課程表】

区分	授 業 科 目	必修単位数	選択単位数	合計単位数	備考
就業力 育成科目	私 の キ ャ リ ア デ ザ イ ン		2	2	
	キ ャ リ ア ベ ー シ ッ ク （ S P I ）		2	2	
	私 の 就 職 活 動 プ ラ ン ニ ン グ		1	1	
	キ ャ リ ア プ ラ ッ シ ュ ア ッ プ		2	2	
	基 礎 教 養 の た め の 数 学 演 習		1	1	
	仕 事 に 役 立 つ P C 演 習 （ 基 礎 ）		1	1	
	仕 事 に 役 立 つ P C 演 習 （ 応 用 ）		1	1	
	証 券 外 務 実 践		2	2	
	P C 活 用 ベ ー シ ッ ク I		1	1	
	P C 活 用 ベ ー シ ッ ク II		1	1	
【小計】		0	14	14	
【総合計】		0	14	14	

【別表 1－Ⅷ 日本語科目 教育課程表】

区分	授 業 科 目	必修単位数	選択単位数	合計単位数	備考
日本語 科目	日 本 語		2	2	
	日 本 事 情 I		2	2	
	日 本 事 情 II		2	2	
【小計】		0	6	6	
【総合計】		0	6	6	

別表 2 (第 30 条の 2、第 39 条関係)

【検定料】

入学検定料	30,000
再入学検定料	3,000
転入学検定料	5,000
転学科検定料	5,000

【学納金】

	入学登録料	授業料 (年額)	施設設備費 (年額)
総合ビジネス・情報学科	300,000	850,000	230,000
生活プロデュース学科	300,000	850,000	230,000
保育学科	300,000	920,000	230,000

別表 3 (第 39 条の 2 関係)

【科目等履修生検定料・授業料】

科目等履修生検定料	5,000
-----------	-------

	講義科目	演習科目	実験・実習科目
授業料 (1 単位につき)	15,000	30,000	45,000

(単位：円)